請求人の〇〇と申します。

本日は監査委員のみなさまにはお忙しい中、しかもコロナ禍で大変な状況にもかかわらず、住民監査請求にかかわる陳述の機会を与えていただき、ありがとうございます。 私は何の後ろ盾も無い、言ってみればひとりの市民ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうからですが、まず、提出済みの「上尾市職員措置請求書」と、「事実証明書類」等について陳述させていただきます。

しかしながら、本日は時間の制約があること、また、監査委員の皆さまには、すでに当初提出した「措置請求書」等には目を通されていると思われますので、要点をかいつまんで述べさせていただきます。

そのあとで、本日提出させていただいたく新たな証拠>についてご説明いたします。 こちらの資料等は、証拠の前に⑮~⑩と丸数字がついています。

〈新たな証拠〉については、上尾市職員措置請求書について陳述した後、その趣旨についてご説明いたします。

では、まず、提出済の「上尾市職員措置請求書」と「事実証明書類」等について陳述いたします。

その前に、補足いたします。

「事実証明書類」については、14種類提出しておりますが、その多くは、「情報公開請求書に対する処分通知」および「請求人の主張を裏付ける実際の証拠書類」という形になっています。整理の都合上、資料の表に丸数字が入っていますので、確認していただければと思います。

なお、措置請求書の1ページ目、経費の金額の「別紙」以下についてですが、お手数でも、上が①、下が③と訂正していただくようお願いします。

■では、提出済みの職員措置請求書について、若干の補足を含め説明いたします。

簡潔に言えば、「上尾市教育委員会の池野教育長が、地方自治法の定めを無視して、上尾市の公用車を極めて恣意的に使ったので、その分の市民の血税を返還してください」というものです。

その事実関係ですが、

昨年5月9日の朝、池野教育長は、上尾市の公用車(エスティマ)を、都内〇〇区〇〇の自宅まで迎えに来させています。

その後、高速道路を使い、信州・松本まで公用車を走らせました。

目的は「関東都市教育長総会・研修会」に参加するためです。

なお、総会の会場となったホテルは、JR 松本駅から徒歩数分の至近距離にあり、 総会と研修会、翌日の分科会とも同じホテルが会場でした。すなわち、移動する必要 も無く、あえて松本のような遠隔地に公用車で行く必然性は全く認められません。

さて、その日のうちに、池野氏は公用車を上尾に帰します。

(空車が上尾に戻ってきたのは 18:20 です)。

そして、池野教育長は、翌日の5月10日にその車をまた松本に呼び寄せています。 (5月10日の朝、公用車が上尾を出発したのは 7:30 です)。

会場となったホテルでの分科会終了が 11:00。それから上尾に 15:20 に戻っています。 こうした動きについては、情報公開請求で入手した、公用車の「車両運転日報」等で確認しています。

これだけでも、池野教育長による公用車の使用が恣意的なものであることはおわかりいただけると思います。

池野氏のこのような行状と公用車の使い方は、地方自治法第2条第14項「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」に明確に抵触すると請求人は考えております。

上尾市の条例によれば、出張旅費は「合理的で最も安価な経路により計算する」とされています。ですから、公用車にかかる費用(高速・ガソリン代含む)と、電車で行った場合の費用とを比較したうえで、費用の安いほうで行くのが、地方自治法の規定からすれば当然であると請求人は考えます。

計算してみますと、

(公用車を使用した場合) 33,074 円

(電車を利用した場合) 15,610 円 となります。

ここで、返還を求める経費にかかわって、少し補足させていただきます。

と言いますのは、今回の監査請求自体、請求人が入手した情報や資料・証拠のみに基づいておこなっていることと、住民監査請求はすなわち「職員措置請求」であることから、自動車運転手にかかわる手当等の返還を教育長に求めることは無理があると考えたことによります。

しかしながら、提出済みの証拠書類や資料等を検証しただけでも、<電車を利用した場合の経費>の2倍以上かかっていることは明白であり、こうした財務会計行為が不当であることから、措置請求に示した差額の 17.464 円の返還を求めるものです。

さらに、同じ月、池野氏は「全国都市教育長会議」という「出張」について、電車を使って富山市に行っています。 富山市に電車で行くなら、松本市へも安い旅費で済む 電車で行くのが当然ではないでしょうか。

もちろん、遠方に車で行った場合は、交通事故等のリスクも伴います(しかも、松本へは公用車を2回往復させています)。

次に、本日提出させていただいたく新たな証拠>について説明させていただきます。 まず、趣旨ですが、

「地教行法(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)」第4条第1項により 任命されている上尾市教育委員会教育長は、人格が高潔であることが前提となって います。

もとより、自らの勤務態度や公費の使い方について、市民から疑念を持たれるようなことがあってはならないのは自明であります。

しかしながら、池野教育長は以前から自らの服務や公用車使用に関して疑念を持たれ、それらのことにより、結果として 2019 年2月の住民監査請求に繋がりました。

当該監査を通して、上尾市の監査委員会(会がはいってしまっています)から「意見」として様々な指摘がされています。池野教育長は、そうした意見を尊重し、地方自治法第2条14号の規定(最小の経費で最大の効果を)を遵守し、市民の血税を使う際には、より自制的な対応が求められます。そのことを明らかにするための証拠です。

この中の①ですが、上尾市教育委員会の HP に掲載されている「教育委員会のあらまし」の中で、「教育長」とは何かの説明として載っているものです。

すなわち、「人格が高潔であるもの」が「上尾市教育委員会教育長」となり、教育委員会を代表するのだという、言わば「市民に向けての宣言」ともいえる文章です。

もとより、教育長自らの勤務の状況や、公用車の使い方がおかしいのではないか? などと市民から疑念をもたれるなど、絶対にあってはならない、と請求人は考えます。

(修は、2019 年2月の住民監査請求を受けて、昨年4月に示された、上尾市監査委員のみなさまのご意見です。(「4 意見」として枠で囲ってあります)。

このご意見から、次のことがわかります。

- (1) 教育長の勤務状況や出張にかかる復命書などの証拠書類が乏しいこと。
- (2) 服務規律の厳正な確保を指導する立場であるはずの、教育長自身の(「の」がダブッでいます。すみません)服務記録の管理が不適切であったこと。
- (3) 教育委員会事務局は、請求人による情報公開請求を契機に、それらを改善する機会があったにもかかわらず、それを怠ったこと。
- (4) 市民にこのような疑念を生じさせないためにも適宜改善し、適切な管理に努めるべきであり、今後の管理体制の構築と適切な運用を図るべく措置を講じることが強く求められたこと。

次の①および®は、以上の監査委員のみなさまのご意見が示されたことで、上尾市教育委員会として改善したことがわかる証拠です。

①については、教育委員会定例会の議案として、教育長の勤務に関しての規則改正がおこなわれました。

(®については、教育長が県外に出張に行った際にも、今まで一度も「出張報告」がされたことはなかったのですが、報告されるようになりました。

なお、前年5月の出張について、翌年4月の教育委員会で報告すること自体、極めて異例だということです(教育委員会事務局の方に口頭で確認したところ、前例はないそうです)。すなわち、これ自体が監査委員さんの意見によるものであることの証左であると言えます。

(19は、「教育長は、距離的にどこまで公用車を使用できるのか」言わば公用車の使用 基準の公開を求めた請求人による情報公開請求に対する処分です。 結果として、その後おこなわれた審査請求も含めて、「文書不存在」の処分と、それを良しとする教育委員会の裁決ということになりました。

このことを通じて分かるのですが、残念ながら市教委は「当該文書の存否」だけに関心を寄せ、「教育長の公用車使用はどうあるべきか」について見直しを怠ったと言わざるを得ません。

まさに下線部にありますように、「教育委員会事務局は、請求人からの行政文書公開請求等により改善の機会を得ていたにもかかわらず、事実確認や見直しを怠った」 ことから、結果的には今回の住民監査に繋がったと言えます。

もしも情報公開等を契機に、そうした「基準」等が作成されたとしましょう。

例えば、「教育長の県外での公用車使用は、〇〇県と〇〇県に限るものとする」、あるいは「電車使用の場合にかかる経費と比較するなど、歳出の削減に努めること」などの文言があったならば、このような「恣意的な公用車の使用」はあり得なかったと考えられ、残念でなりません。

⑩は、市議会の決算特別委員会で教育長の公用車使用問題が取り上げられた際に、 質問した議員と、それに対する教育総務課長の答弁の、該当部分を会議録から引用 したものです。

読んでいただくとお分かりのように、教育総務課長は

「教育長の公用車の利用等に関しましてご質問をいただいた件でございますが、監査委員からご指摘をいただきまして、……先ほどお話のありました休暇等、また時間外での勤務等の振り替え等、そういったものが書式としての整備が不十分なところがございましたので、ご指摘をいただきました後、一般職員と同様な形で管理をするようにしております。

以上のように答弁しています。

つまり、<監査委員さんからのご指摘で、「教育長の服務」に関しては改善した>と答えているものの、議員からの質問にある「教育長の公用車使用」については答弁の中で全く触れていない(というより、対応していないので答えられない)ことが判別できる資料です。

この答弁を聞いてぞっとするのですが、もしも請求人が 2019 年2月に住民監査請求を起こさず、監査委員からのご意見もご指摘も無かったとしたら、今もまだ教育長が休む際は、「年次有給届」や「休暇願」が出されることもなく、上尾市教委内で情報共有する予定表には、単に「お休み」と記載されているだけ、という状態がずっと続いていたと考えられます。(市内の教職員に対して、服務関係の厳正を、との通知を頻繁に発出する教育長としては、あってはならないことですが、それまではずっとそうでしたから)

あるいは、岩手に「出張」と称して2.3日不在で、そこから帰って来たとしても、当の 教育長からは何の報告もない、もちろん教育委員会事務局の中でも何も還流されることはない、という状態が今も続いているということになります。

以上の新たな証拠でも明らかなように、情報公開請求等で改善の機会はあるにも かかわらず、今もって教育長の公用車使用については手つかずの状態になっており、 今後も疑念を持たれる可能性があると言えます。なお、今年の5月に予定されていた 関東および全国都市教育長会総会は、コロナ禍の影響により、中止になったそうです。

新たな証拠書類関係は以上であります。

最後になりますが、

上尾市職員措置請求書の本文の最後にも書かせていただきましたが、この4月1日より施行された「上尾市監査基準」の第2条の(1)で、財務監査については「最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること」とあります。

このことに照らしても、池野教育長による公用車使用にかかる経費は、「最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費」の額を大きく(2倍以上)上まわることから、上尾市監査委員におかれましては、厳正な監査をお願いするものであります。

以上で請求人による陳述を終わります。ありがとうございました。